２　インターネット等を利用する方法により人工知能関連技術を利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務（新第百四十二条の五関係）

人工知能関連技術を利用して作成され又は改変された画像又は映像（その改変の内容が社会通念に照らして軽微であるもの又は実際に撮影されたものと誤認されるおそれのないものを除く。）が掲載された次に掲げる文書図画をインターネット等を利用する方法により頒布する者は、当該画像又は映像が人工知能関連技術を利用して作成され又は改変されたものである旨が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

⑴　選挙運動のために使用する文書図画

⑵　当選を得させないための活動に使用する文書図画であって、選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に頒布されるもの

３　選挙に関しインターネット等を利用する者の責務（第百四十二条の七新第一項関係）

選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にして選挙の公正を害することがないようにしなければならない。

第２　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正

１　大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置（新第二十七条の二関係）

⑴　大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通のうち、法令に違反する情報の流通、虚偽の情報の流通、事実をゆがめた情報の流通その他の選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならない。

⑵　総務大臣は、⑴に基づき大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとする。

⑶　総務大臣は、⑵の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

２　大規模特定電気通信役務提供者の公表事項の追加（第二十八条新第五号関係）

大規模特定電気通信役務提供者が毎年一回公表しなければならない事項に、１⑴の措置の実施状況を追加する。

３　その他

大規模特定電気通信役務提供者の指定等に関し所要の規定の整備を行う。

第３　施行期日等

１　施行期日（附則第一条関係）

この法律は、令和九年三月一日から施行する。ただし、３の一部及び４は、公布の日から施行する。

２　適用区分（附則第二条関係）

この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

３　経過措置（附則第三条から第六条まで関係）

大規模特定電気通信役務提供者の指定、罰則等に関し、所要の経過措置を設ける。

４　検討（附則第八条関係）

⑴　インターネットを利用する方法による在外投票の導入については、在外投票における郵便等投票の状況を踏まえつつ、選挙の公正を確保する観点から、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかの確認を確実に行うための手段に係る事項、選挙人が投票に用いる電子計算機の映像面において公職の候補者に関し表示すべき事項及びその表示の方法その他の必要な事項について、この法律の公布後一年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

⑵　選挙運動のためにする街頭演説その他公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）をいう。）が実施する演説を妨げる行為に対応するための施策の在り方については、政治活動の自由に配慮しつつ、当該演説が選挙人の意思決定等のための重要な機会であることに鑑み、その機会を保障する観点から、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

◇科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律（法律第五十九号）（内閣府本府）

１　研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備の規定の追加

国の施策として、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備、実用化に必要な研究開発に対する支援並びに成果活用事業者等の交流の促進のために必要な施策を講じることを追加する。（第三十四条の三の二関係）

２　先端技術研究成果活用推進機構

⑴　目的及び法人格

先端技術研究成果活用推進機構（以下「機構」という。）は、特定先端技術に関する実用化研究開発に対する支援を行うとともに、成果活用事業者、支援事業者等の交流の促進等を行うことにより、特定先端技術研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境を整備し、もって我が国のイノベーション創出の活性化に寄与することを目的とする法人とする。（第四十七条及び第四十八条関係）

⑵　設立、役員等及び評議員会

イ　発起人は、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならないものとし、機構は設立の登記をすることにより成立するものとする。（第五十六条第一項及び第五十八条第二項関係）

ロ　役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置くとともに、理事長及び監事は主務大臣が任命し、理事は理事長が主務大臣の認可を受けて任命するものとし、業務の運営に関する重要事項を審議する評議員会を置くものとする。（第五十九条、第六十一条及び第七十二条関係）

⑶　業務

機構は、特定先端技術に関し、実用化研究開発を行う者に対する支援、実用化研究開発の実施及びその成果の普及等、支援事業者に対する資金の貸付け及び出資、機構が所有し、又は使用する施設又は設備の供用、成果活用事業者等の交流を促進するための事業、必要な情報の提供等、研修並びに国内外の調査研究及びその成果の普及等の業務を行うこととする。（第七十七条第一項関係）

⑷　財務及び会計

イ　機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。（第八十五条第一項関係）

ロ　機構は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないものとする。（第八十七条第一項関係）

ハ　機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者からの資金の借入れ、又は機構債の発行をすることができるものとし、借入金の現在額及び機構債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えてはならないものとする。（第八十八条第一項及び第三項関係）

⑸　監督等

イ　機構は主務大臣が監督し、主務大臣は機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができるものとする。（第九十二条関係）

ロ　主務大臣は、役員等に関する事項については内閣総理大臣、それ以外の事項については内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣とする。（第九十六条第一項関係）